

東京国立近代美術館工芸館（国立工芸館）の建築設備維持管理業務 質疑回答別添資料

質問		回答
1	別紙1の『建築設備維持管理業務カレンダー』の開館日、開館準備日の建築設備維持管理業務員の業務時間は、全て8：30分から18：00でよろしいのですか。	そのように理解してください。
2	休館日、全館閉館日は、建築設備維持管理業務員も休日ですか。	建築設備維持管理業務員の休日は全館休館日のみです。業務時間はすべて同様です。
3	業務員の人件費の見積の積算に当たり、記述してある業務予定日数256日で積算するのですか。	そのように理解してください。
4	建築設備維持管理業務員の業務時間は、全8：30～18：00となっていますが休憩時間はなく、連続して勤務するのですか。	法律で定められている休憩時間はとっていただいて結構です。但し、緊急時は休憩時間中も対応していただきます。
5	設備の運転管理及び保守点検（発注者が別に契約する別紙2記載の保守点検業務については、日程調整及び立ち合い・支持等を行う。）を主な業務とし、・・・上記の用に記載されている別紙2の各機器の保守点検は、本業務から除外し、日程調整及び立ち合い・支持等だけを実施すると解釈すればよいのですか。	そのように理解してください。
6	1名の運転管理要員を常駐させるものとし、不在となる場合は、・・・上記のように記載されている『不在となる場合は』の意味はどのように解釈すれば良いのですか。	主たる要員が「第三種主任技術者又は建築物環境衛生管理技術者の資格を有する空調設備管理技術者1名の運転管理要員」が前者であり、主たる要員が休日等で不在の時は「・・・1名の運転管理要員を常駐させるもの」という意味です。
7	『請負者の営業所等もしくは当該技術者の自宅から工芸館に到着し対応できる・・・』 上記のように記載されている当該技術者については、運転管理要員の主たる技術者のみと解釈すればよろしいですか、交代要員となる副技術者は除外してもよろしいでしょうか。	緊急時に主たる技術者が対応不可の場合は、副技術者も該当します
8	別紙1は『建築設備維持管理業務カレンダー』となっています。 対象設備の別紙1は、誤記ではないかと思えます。別紙2は保守点検対象外の機器なので建築設備維持管理業務員が保守点検をする対象機器をご教示願います。	対象設備の『別紙1』は誤記です。 別紙一覧表から別紙2記載のものを抜いたものが保守対象になります。
9	①の業務遂行に当たり設備用消耗品にかかる費用は、どちらの負担になりますか。	仕様書13（1）を参照してください